

景観法及び高山村景観条例等による行為の規制等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、高山村景観計画（平成20年高山村告示第37号。以下「景観計画」という。）、高山村景観条例（平成20年高山村条例第32号。以下「条例」という。）及び高山村景観条例施行規則（平成20年高山村規則第 号。以下「規則」という）による行為の規制等の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観形成基準の定義)

第2条 景観計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路からできるだけ後退させる 建築物の水平投影外周線（建築物の地上に露出する部分の水平投影外周線）と敷地境界線との距離を1.2m以上確保するものとする。
- (2) 低彩度色 日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の値（以下「マンセル値」という。）において、赤（R）、黄（Y）及び橙（YR）の色相においては彩度4以下、その他の色相においては彩度2以下をいう。
- (3) 低彩度色を用いる 外壁及び外部から望見される柱、梁、腰壁又は手すりの部分にあっては、開口部及びガラス面（以下「開口部等」という。）を除いた建築物の鉛直投影面積の各面（建築物が曲面の場合においては、表面積とする。）の5分の4以上、屋根、軒その他の外部から望見される部分にあっては、開口部等を除いたそれぞれの表面積の10分の9以上に、前号の低彩度色を使用するものとする。

(勧告等) 第3条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第1号）により行うものとする。

- 2 条例第12条第1項の規定による指導は、指導書（様式第2号）により行うものとする。
- 3 条例第12条第2項の規定による事実の公表は、高山村公告式条例（昭和31年高山村条例第3号）により行うものとする。ただし、村長が特に必要と認めるときは、他の適当な方法によることができる。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第4条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 前項の通知書には、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。）第1条第2項及び規則第5条の規定による図書を添付するものとする。
- 3 村長は、前各項の通知があった場合において、当該通知に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合していると認めるときは、速やかに、当該国の機関又は地方公共団体に対し、法第16条第6項の規定による協議を要しない旨の通知（様式第4号）をしなければならない。
- 4 法第16条第6項の規定による協議は、協議書（様式第5号）により行うものとする。

(変更命令及び原状回復命令)

第5条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（様式第6号）により行うものとする。

- 2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（様式第7号）により行うものとする。

(期間の延長)

第6条 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書（様式第8号）により行うものとする。

（期間の短縮）

第7条 条例第15条の規定による通知は、適合通知書（様式第9号）により行うものとする。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

あて

高山村長

勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、高山村景観条例第12条第2項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表する場合があります。

記

- 1 届出のあった行為 行為の種類 行為の場所
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 変更届出書の提出期限 年 月 日

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

あて

高山村長

指導書

年 月 日付で届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、高山村景観条例第12条第1項の規定により、下記の措置をとることを指導します。

記

- 1 届出のあった行為 行為の種類 行為の場所
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 報告期限 年 月 日

様式第3号（第4条関係）

景観計画区域内における行為の（変更）通知書

年 月 日

高山村長 様

住 所
 団体名
 代表者
 連絡先（電話）

景観法第16条第5項の規定により通知します。

場 所	高 山 村 大 字				
行為の種類	建 築 物	用 途			
		区 分	新築・増築・改築・移転外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）		
		規 模	建 築 面 積	m ²	
			延 べ 床 面 積	m ²	
			高 の 高 さ	m	
			外 観 変 更 面 積	m ²	
			特 定 外 観 意 匠 面 積	m ²	
		構 造	造 階建て		
		仕 上 材 料	屋根 外壁		
	色 彩	屋根 外壁			
	工 作 物	種 類 ・ 用 途			
		区 分	新築・増築・改築・移転外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）		
		規 模	築 造 面 積	m ²	
			高 さ	m	
長 さ			m		
外 観 変 更 面 積	m ²				
特 定 外 観 意 匠 面 積	m ²				

		構 造	
		色 彩	
	開 発 行 為	目 的	
		面 積	m ²
		法面又は擁壁の高さ・長さ	高さ m・長さ m
	土地の形質の変更	目 的	土石の採取 鉱物の掘採 その他
		面 積	m ²
		法面又は擁壁の高さ・長さ	高さ m・長さ m
	屋外における物件の堆積	目 的 ・ 種 類	土石 廃棄物 再生資源 その他
		面 積	m ²
		高 さ	m
	変 更 の 概 要 (変更通知の場合のみ記入)	(前回の適合通知番号 第 号)	
	設 計 者 等	住 所 氏 名	電 話
	良好な景観形成のために特に配慮した事項		
※ 助言・指導及び経過			

注

1 ※欄は、記入しないでください。

2 色彩については、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の値（マンセル値）を記入してください。

あて

高山村長

協議を要しない旨の通知書

年 月 日付け第 号で通知のあった下記の行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しているため、景観法第 16 条第 6 項の規定による協議を要しないことを通知します。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 行為の期間

着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

あて

高山村長

協議書

年 月 日付け第 号で通知のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第 16 条第 6 項の規定により下記について協議します。

記

- 1 通知のあった行為
- 2 適合しないと認められる理由

様式第6号（第5条関係）

高山村指令 第 号

住 所
氏 名

あて

変更命令書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないので、景観法第 17 条第 1 項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第 101 条第 1 号の規定により、50 万円以下の罰金に処されることがあります。

年 月 日

高山村長

記

1 届出のあった行為

行為の種類

行為の場所

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 変更届出書の提出期限

年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分の命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に村長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

第 号
年 月 日

あて

高山村長

期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、下記のとおり期間を延長したので、通知します。

記

- 届出のあった行為
行為の種類
行為の場所
- 延長する期間 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
- 延長の理由

この処分に不服があるときは、この処分の通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に村長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 号
年 月 日

あて

高山村長

適合通知書

年 月 日付けで届出のあった下記の行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しているので、景観法第18条第2項及び高山村景観条例第15条の規定により通知します。

なお、同法第18条第1項の規定に係らず、この通知日以後、当該行為に着手することができます。

記

- 1 行為の種類
- 2 行為の場所
- 3 行為の期間
着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日